

統括防火管理者の資格を有する者であるための要件に係る確認書

消防法施行令第4条及び消防法施行規則第3条の3に定めるとおり、統括防火管理者の資格を有する者であるための要件について、(統括防火管理者名)_____は、(建物名称)_____の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な下記の権限及び知識を有する者として認める。

記

- 1 管理権原者から、次に定める「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」が付与されていること。

防火対象物の全体についての消防計画の作成及び変更に関する権限

防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限

防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限

その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う権限

- 2 管理権原者から、次に定める「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の内容」について説明を受けており、かつ、十分な知識を有していること。

防火対象物の全体についての消防計画の作成及び変更に関すること。

防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関すること。

- 3 管理権原者から、次に定める「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」について説明を受けており、かつ、十分な知識を有していること。

防火対象物の位置、構造及び設備等の状況

その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項